○学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則

昭和30年3月1日 教育委員会規則第1号

改正 昭和36年3月9日教育委員会規則第1号 昭和56年4月1日教育委員会規則第5号 昭和59年4月1日教育委員会規則第2号 昭和59年12月20日教育委員会規則第21号 昭和61年1月18日教育委員会規則第1号 平成4年12月28日教育委員会規則第5号 平成14年11月29日教育委員会規則第7号 平成16年3月31日教育委員会規則第4号 平成16年12月24日教育委員会規則第14号 平成19年3月27日教育委員会規則第1号 平成19年3月30日教育委員会規則第8号 平成20年1月24日教育委員会規則第2号 平成21年1月30日教育委員会規則第1号 平成23年3月25日教育委員会規則第2号 平成23年10月24日教育委員会規則第15号 平成26年2月17日教育委員会規則第3号 平成27年3月30日教育委員会規則第17号 平成27年11月17日教育委員会規則第37号 令和元年6月19日教育委員会規則第1号 令和4年6月21日教育委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第5条第2項及び第6条の規定に基づいて行う就学予定者の就学すべき学校の指定並びに就学中に学齢児童生徒(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。)の現住所に変更があった場合のその者の就学すべき学校の指定等については、この規則の定めるところによる。

(学齢簿の現住所)

第2条 令第1条及び第2条の規定により編製する学齢簿に記載する現住所は,住民基本台

帳法(昭和42年法律第81号)に基づき作成された住民基本台帳に記載された学齢児童 生徒の住所により、豊中市教育委員会(以下「委員会」という。)が認定する。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、学齢児童生徒が住民基本台帳に記載された住所に 居住していないと認定したときは、現に居住している住所を現住所と認定する。

(学校の指定)

第3条 就学すべき学校の指定は、前条の規定により委員会の認定した現住所に基づき、小学校にあっては別表第1、中学校にあっては別表第2、義務教育学校にあっては別表第3 の通学区域の区分により行う。

(指定された学校の変更申立て)

- 第4条 保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、令第8条の規定に基づき、前条の規定により指定された学校の変更を申し立てることができる。
 - (1) 身体的理由によるとき。
 - (2) 地理的理由(委員会の指定した区域に限る。)によるとき。
 - (3) 保護者の就業の事情により、学齢児童の保護監督に支障があるとき。
 - (4) 転居又は住居の建替えにより、通学区域が変わるとき。
 - (5) 転居先があらかじめ確定しているとき。
 - (6) いじめその他特別の事情があるとき。
- 2 前項の場合において、委員会が必要と認めた場合、保護者は、指定学校変更申立書に委 員会の定める書類を添えて申し立てなければならない。

(就学通知書及び転入学通知書)

- 第5条 令第5条第1項の規定による入学期日の通知及び第3条の規定による就学すべき 学校の指定(令第8条の規定に基づき,委員会が指定した学校を変更する場合を含む。次 項において同じ。)は、就学通知書による。
- 2 令第6条の規定による入学期日の通知及び第3条の規定による就学すべき学校の指定 は、転入学通知書による。

(学校指定の変更及び取消し)

- 第6条 前条の規定により就学通知書又は転入学通知書を交付した後,学齢児童生徒の住所 が第2条第2項に該当する場合は、改めて就学すべき学校を指定する。
- 2 前項の場合において、現住所が市外にあると認められるときは、第3条の規定による学校の指定を取り消す。

(様式)

- 第7条 指定学校変更申立書,就学通知書及び転入学通知書の様式は,委員会が別に定める。 (補助執行)
- 第8条 次に掲げる事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、市民協働部市民課長、庄内出張所長及び新千里出張所長に補助執行させる。
 - (1) 令第6条の規定による入学期日の通知及び就学すべき学校の指定に関する事務(学齢児童生徒の現住所の変更に伴うものに限る。)
 - (2) 前号に係る第2条第1項の規定による現住所の認定に関する事務 (施行細目)
- 第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。但し、第5条の規定については、昭和30年度の就 学予定者から適用する。

附 則(昭和36年3月9日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年12月20日教育委員会規則第21号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年1月18日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月28日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成14年11月29日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月31日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日教育委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月24日教育委員会規則第2号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月30日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日教育委員会規則第2号抄)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月24日教育委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月17日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1豊中市立小学校通学区域表原田小学校の項及び別表第2豊中市立中学校通学区域表第一中学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日教育委員会規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月17日教育委員会規則第37号)

- 1 この規則は、別表第1の改正規定及び次項の規定は平成29年4月1日から、その他の 規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前においてこの規則による改正前の学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により東泉丘小学校を就学すべき学校として指定された者のうち同日に第五学年に在籍するもの(豊中市教育長(以下「教育長」という。)が定める者を除く。)の平成29年4月1日以後の就学すべき学校の指定については、この規則による改正後の学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成31年3月31日以前において改正前の規則の規定により第十五中学校を就学すべき学校として指定された者(教育長が定める者を除く。)の平成31年4月1日以後の就学すべき学校の指定については、改正後の規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

附 則(令和元年6月19日教育委員会規則第1号)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前においてこの規則による改正前の学齢児童生徒の就学すべき 学校の指定等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により第七中学校を 就学すべき学校として指定された者のうち同日に第一学年及び第二学年に在籍する者の 令和2年4月1日以後の就学すべき学校の指定については,この規則による改正後の学齢 児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表 第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和2年3月31日以前においてこの規則による改正前の規則の規定により第六中学校を就学すべき学校として指定された者のうち同日に第一学年及び第二学年に在籍する者の令和2年4月1日以後の就学すべき学校の指定については、この規則による改正後の規則別表第2の規定にかかわらず、庄内さくら学園中学校とする。

附 則(令和4年6月21日教育委員会規則第13号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前においてこの規則による改正前の学齢児童生徒の就学すべき 学校の指定等に関する規則の規定により庄内さくら学園中学校を就学すべき学校として 指定された者のうち同日に第一学年及び第二学年に在籍する者の令和5年4月1日以後 の就学すべき学校の指定については、この規則による改正後の学齢児童生徒の就学すべき 学校の指定等に関する規則別表第2の規定にかかわらず、庄内さくら学園とする。

別表第1

豊中市立小学校通学区域表

学校名	通学区域
克明小学校	岡町、岡町北1丁目~3丁目、岡町南1丁目(1番~5番)、末広町1丁
	目~3丁目,立花町1丁目~2丁目,玉井町1丁目~2丁目,宝山町
桜塚小学校	岡上の町1丁目~4丁目,北桜塚1丁目~4丁目,中桜塚1丁目(1番~
	10番)・2丁目(1番~20番・26番~29番)・3丁目(1番~6
	番)・4丁目(1番~6番)・5丁目(2番・11番~14番)
大池小学校	千里園1丁目~3丁目,本町1丁目~9丁目
螢池小学校	螢池北町1丁目~3丁目,螢池中町1丁目~4丁目,螢池西町1丁目~3
	丁目,螢池南町1丁目~3丁目

+// ++ /シ .1 。	
桜井谷小学校 	柴原町1丁目~5丁目,待兼山町(1番・20番~38番),宮山町1丁
	目~4丁目
熊野田小学校	赤阪1丁目,熊野町1丁目~4丁目,栗ケ丘町,中桜塚5丁目(1番・3
	番~10番),夕日丘1丁目~2丁目
中豊島小学校	城山町1丁目~2丁目,曾根東町2丁目~6丁目,服部本町1丁目~5丁
	目,服部元町1丁目~2丁目
豊島小学校	稲津町1丁目~3丁目,服部寿町1丁目~3丁目,服部西町1丁目~3丁
	目,服部南町1丁目~5丁目,穂積1丁目~2丁目
原田小学校	岡町南1丁目(6番~13番)・2丁目~3丁目、勝部1丁目~3丁目、
	曾根西町1丁目~4丁目,原田中1丁目~2丁目,原田元町1丁目~3丁
	目,原田西町(市道原田伊丹線以北),南空港町
小曽根小学校	小曽根1丁目~3丁目,浜1丁目~2丁目
豊南小学校	豊南町西2丁目・3丁目(15番~20番)・4丁目~5丁目,豊南町東
	4丁目,豊南町南1丁目~6丁目
上野小学校	上野坂1丁目~2丁目,上野西1丁目~3丁目・4丁目(1番~4番),
	上野東1丁目~3丁目
南桜塚小学校	曽根東町1丁目、中桜塚1丁目(11番~24番)・2丁目(21番~2
	5番・30番~31番)・3丁目(7番~15番)・4丁目(7番~15
	番)・5丁目(15番~24番),南桜塚1丁目~3丁目・4丁目(1番
	~8番)
新田小学校	上新田1丁目~2丁目
庄内南小学校	三和町1丁目・3丁目(府営住宅のみ),島江町1丁目~2丁目,大黒町
	1丁目~3丁目, 日出町1丁目
庄内西小学校	大島町1丁目~3丁目,庄内宝町2丁目(8番~10番),庄本町1丁目
	~4丁目,二葉町1丁目~3丁目
千成小学校	神州町,三和町2丁目・3丁目(府営住宅以外)・4丁目,千成町1丁目
	~3丁目,日出町2丁目,三国1丁目~2丁目
北丘小学校	新千里北町1丁目~3丁目
東丘小学校	新千里東町1丁目~3丁目
東豊中小学校	東豊中町3丁目・4丁目(6番~23番)・5丁目・6丁目(13番)

豊島西小学校	 今在家町,上津島1丁目~3丁目,利倉1丁目~3丁目,利倉西1丁目~
	 2丁目,原田南1丁目~2丁目,名神口1丁目,原田西町(市道原田伊丹
	線以南)
西丘小学校	新千里西町1丁目~3丁目
高川小学校	小曽根4丁目~5丁目,浜3丁目~4丁目,豊南町西1丁目・3丁目(1
	番~14番),豊南町東1丁目~3丁目
刀根山小学校	石橋麻田町,清風荘1丁目~2丁目,刀根山1丁目~6丁目,刀根山元町,
	螢池東町1丁目~4丁目,待兼山町(2番~19番)
南丘小学校	新千里南町1丁目~3丁目
豊島北小学校	曽根南町1丁目~3丁目,利倉東1丁目~2丁目,服部寿町4丁目~5丁
	目,服部西町4丁目~5丁目,服部豊町1丁目~2丁目
泉丘小学校	旭丘,西泉丘1丁目~2丁目,西泉丘3丁目(12番),広田町
少路小学校	西緑丘1丁目~2丁目・3丁目(1番~9番),緑丘1丁目~5丁目
野畑小学校	永楽荘1丁目~4丁目,春日町3丁目~5丁目,向丘2丁目~3丁目
東豊台小学校	東豊中町1丁目~2丁目・4丁目(1番~5番)・6丁目(13番以外)
箕輪小学校	立花町3丁目,玉井町3丁目~4丁目,走井1丁目~3丁目,箕輪1丁目
	~3丁目,山ノ上町
北条小学校	北条町1丁目~4丁目,若竹町1丁目~2丁目
寺内小学校	寺内1丁目~2丁目, 東寺内町, 服部緑地(府道熊野大阪線以北を除く回
	転大花壇以東)
緑地小学校	城山町3丁目~4丁目,長興寺北1丁目~3丁目,長興寺南1丁目~4丁
	目,南桜塚4丁目(9番~19番),夕日丘3丁目,服部緑地(府道熊野
	大阪線以北を除く回転大花壇以西)
桜井谷東小学校	上野西4丁目(5番~9番),桜の町1丁目~7丁目,春日町1丁目~2
	丁目,少路1丁目~2丁目,向丘1丁目
東泉丘小学校	西泉丘3丁目(1番~11番),東泉丘1丁目~4丁目,服部緑地(府道
	熊野大阪線以北)
北緑丘小学校	北緑丘1丁目~3丁目,西緑丘3丁目(10番~26番)
新田南小学校	上新田3丁目~4丁目

備考 学齢簿の現住所が東泉丘1丁目にある学齢児童については、当分の間、泉丘小学校

へ通学するものとする。

別表第2

豊中市立中学校通学区域表

学校名	通学区域
第一中学校	[原田小学校通学区域の一部] [豊島西小学校通学区域] [豊島北小学
	校通学区域]
	今在家町,上津島1丁目~3丁目,曾根西町1丁目~4丁目,曾根南町1丁
	目~3丁目,利倉1丁目~3丁目,利倉西1丁目~2丁目,利倉東1丁目~
	2丁目,服部寿町4丁目~5丁目,服部西町4丁目~5丁目,服部豊町1丁
	目~2丁目,原田中1丁目~2丁目,原田西町,原田南1丁目~2丁目,原
	田元町1丁目~3丁目,名神口1丁目,南空港町
第二中学校	[桜井谷小学校通学区域の一部] [桜井谷東小学校通学区域の一部]
	上野西4丁目(5番~9番),春日町1丁目~2丁目,桜の町1丁目~7丁
	目, 柴原町3丁目~5丁目, 宮山町1丁目~4丁目, 向丘1丁目, 待兼山町
	(1番・20番~38番)
第三中学校	[桜塚小学校通学区域] [熊野田小学校通学区域の一部] [上野小学校
	通学区域の一部] [南桜塚小学校通学区域]
	赤阪1丁目,上野西1丁目(1番~5番),上野東1丁目,岡上の町1丁目
	~4丁目,北桜塚1丁目~4丁目,栗ヶ丘町,曽根東町1丁目,中桜塚1丁
	目~5丁目,南桜塚1丁目~3丁目・4丁目(1番~8番),夕日丘1丁目
	~2丁目
第四中学校	[中豊島小学校通学区域] [豊島小学校通学区域] [緑地小学校通学区
	域の一部]
	稲津町1丁目~3丁目,城山町1丁目~4丁目,曽根東町2丁目~6丁目,
	長興寺南1丁目~4丁目,服部寿町1丁目~3丁目,服部西町1丁目~3丁
	目,服部本町1丁目~5丁目,服部南町1丁目~5丁目,服部元町1丁目~
	2丁目,服部緑地(府道熊野大阪線以北を除く回転大花壇以西),穂積1丁
	目~2丁目
第五中学校	[克明小学校通学区域] [原田小学校通学区域の一部] [箕輪小学校通
	学区域]
	岡町,岡町北1丁目~3丁目,岡町南1丁目~3丁目,勝部1丁目~3丁目,

	l I
	末広町1丁目~3丁目,立花町1丁目~3丁目,玉井町1丁目~4丁目,走
	井1丁目~3丁目,宝山町,箕輪1丁目~3丁目,山ノ上町
第七中学校	[庄内南小学校通学区域] [庄内西小学校通学区域] [千成小学校通学
	区域]
	大島町1丁目~3丁目,島江町1丁目~2丁目,庄内宝町2丁目(8番~1
	0番), 庄本町1丁目~4丁目, 千成町1丁目~3丁目, 大黒町1丁目~3
	丁目,二葉町1丁目~3丁目,神州町,三和町1丁目~4丁目,日出町1丁
	目~2丁目,三国1丁目~2丁目
第八中学校	[北丘小学校通学区域] [東丘小学校通学区域]
	新千里北町1丁目~3丁目,新千里東町1丁目~3丁目
第九中学校	[新田小学校通学区域] [西丘小学校通学区域] [南丘小学校通学区域]
	[新田南小学校通学区域]
	上新田1丁目~4丁目,新千里西町1丁目~3丁目,新千里南町1丁目~3
	丁目
第十一中学校	[上野小学校通学区域の一部] [東豊中小学校通学区域の一部] [少路
	小学校通学区域] [東豊台小学校通学区域の一部] [桜井谷東小学校通
	学区域の一部]
	上野坂1丁目~2丁目,上野西1丁目(6番~13番)・2丁目~3丁目・
	4丁目(1番~4番),上野東2丁目~3丁目,少路1丁目~2丁目,西緑
	丘1丁目~2丁目・3丁目(1番~9番),東豊中町1丁目~4丁目,緑丘
	1丁目~5丁目
第十二中学校	[小曽根小学校通学区域] [豊南小学校通学区域] [高川小学校通学区
	域]
	小曽根1丁目~5丁目,浜1丁目~4丁目,豊南町西1丁目~5丁目,豊南
	町東1丁目~4丁目,豊南町南1丁目~6丁目
第十三中学校	[大池小学校通学区域] [桜井谷小学校通学区域の一部] [刀根山小学
	校通学区域の一部]
	柴原町1丁目~2丁目,千里園1丁目~3丁目,刀根山1丁目~6丁目,刀
	根山元町,本町1丁目~9丁目,待兼山町(2番~19番)
第十四中学校	[野畑小学校通学区域] [北緑丘小学校通学区域]
	 永楽荘1丁目~4丁目,春日町3丁目~5丁目,北緑丘1丁目~3丁目,西

	 緑丘3丁目(10番~26番),向丘2丁目~3丁目
第十五中学校	[熊野田小学校通学区域の一部] [東豊中小学校通学区域の一部] [東
	豊台小学校通学区域の一部]
	熊野町1丁目~4丁目,東豊中町5丁目~6丁目
第十六中学校	[北条小学校通学区域] [寺内小学校通学区域]
	北条町1丁目~4丁目,寺内1丁目~2丁目,東寺内町,若竹町1丁目~2
	丁目,服部緑地(府道熊野大阪線以北を除く回転大花壇以東)
第十七中学校	[泉丘小学校通学区域] [緑地小学校通学区域の一部] [東泉丘小学校
	通学区域]
	旭丘,長興寺北1丁目~3丁目,西泉丘1丁目~3丁目,東泉丘1丁目~4
	丁目, 南桜塚4丁目(9番~19番), 夕日丘3丁目, 広田町, 服部緑地(府
	道熊野大阪線以北)
第十八中学校	[螢池小学校通学区域] [刀根山小学校通学区域の一部]
	石橋麻田町,清風荘1丁目~2丁目,螢池北町1丁目~3丁目,螢池西町1
	丁目~3丁目,螢池中町1丁目~4丁目,螢池東町1丁目~4丁目,螢池南
	町1丁目~3丁目

別表第3

豊中市立義務教育学校通学区域表

学校名	通学区域
庄内さくら学	庄内幸町1丁目~5丁目, 庄内西町1丁目~5丁目, 庄内東町1丁目~6丁
園	目,野田町,庄内栄町1丁目~5丁目,庄内宝町1丁目・2丁目(1番~7
	番)・3丁目,名神口2丁目~3丁目